

## 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(1) 氏名	適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 理事長 榎 彰徳
(2) 住所	〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目 1-1 天満橋千代田ビル 2 号館
(3) 連絡先	電話：06—6945—0729 e-mail：info@kc-s.or.jp FAX：06—6945—0730
(4) 意見	
①【意見の対象】	4. その他
②【意見の内容】	「骨子」にあるような制度を創設することを強く支持します。
③【理由】	想定されている制度は、消費者被害の救済、被害回復になくってはならない制度です。消費者被害の回復は幾重もの困難が伴い、多くの消費者が「泣き寝入り」しているのが現状です。被害救済や被害防止に資するため、また、公正な市場を築いていくために、「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度」を是非とも創設する必要があります。

## 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(1) 氏名	適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 理事長 榎 彰徳
(2) 住所	〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目 1-1 天満橋千代田ビル 2 号館
(3) 連絡先	電話：06—6945—0729 e-mail：info@kc-s.or.jp FAX：06—6945—0730
(4) 意見	
①【意見の対象】	4. その他
②【意見の内容】	この制度を担う適格消費者団体に対して、相応の財政的、制度的支援措置を設けるよう求めます。
③【理由】	適格消費者団体がこの制度を担うに当たっては、適格消費者団体の全くの自立運営では、その役割を十分に果たすことは容易ではなく、制度の創設と合わせてこの制度を担う適格消費者団体に対して相応の財政的、制度的支援措置を設ける必要があります。

## 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(1) 氏名	適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 理事長 榎 彰徳
(2) 住所	〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目 1-1 天満橋千代田ビル 2 号館
(3) 連絡先	電話：06—6945—0729 e-mail：info@kc-s.or.jp FAX：06—6945—0730
(4) 意見	
①【意見の対象】	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）
②【意見の内容】	「（1）対象となる権利」について 被告適格については、名目的または実質的な事業運営主体である者等を含めるべきです。
③【理由】	消費者被害の実情において、法人の事業が既に破綻している、あるいは、法人格が形式的にすぎず実質的運営主体者は別の個人等の場合も多数存在します。被害救済の実効性を確保する観点からは事業者のみならず名目的または実質的な事業運営主体である者等を含める必要があります。

## 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(1) 氏名	適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 理事長 榎 彰徳
(2) 住所	〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目 1-1 天満橋千代田ビル 2 号館
(3) 連絡先	電話：06—6945—0729 e-mail：info@kc-s.or.jp FAX：06—6945—0730
(4) 意見	
① 【意見の対象】	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）
② 【意見の内容】	「(1) 対象となる権利」について 「相当多数性」「個別性」の要件を明確化すべきです。
③ 【理由】	共通争点の確認の訴えの要件については、事業者が過度に紛争の少数性、個別性を強調して、濫用的にこれを争う事態が想定されます。適格消費者団体が不必要に提訴を躊躇することのないよう要件を明確にすべきです。

## 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(1) 氏名	適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 理事長 榎 彰徳
(2) 住所	〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目 1-1 天満橋千代田ビル 2 号館
(3) 連絡先	電話：06—6945—0729 e-mail：info@kc-s.or.jp FAX：06—6945—0730
(4) 意見	
① 【意見の対象】	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）
② 【意見の内容】	「(9) 和解」について 個々の消費者からの授権を受けて適格消費者団体が和解する場合のみならず、授権を受けずとも適格消費者団体が和解できること、授権を受けて和解する場合と授権を受けずに和解する場合とが併存できること、授権を受けて和解した場合とそうでない場合とで個々の消費者に対する「和解」の効力の差が発生しないように制度設計すべきです。
③ 【理由】	骨子の和解についての記載の規定は、不透明さがぬぐえません。この制度が実際に活用され始めた場合には、多くは和解で終結することが想定されます。そのため和解の仕組みについてはさらに検討をすすめ、個々の消費者からの授権を受けずとも適格消費者団体が和解できることを含めあらゆる選択肢を整備しておく必要があります。

## 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(1) 氏名	適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 理事長 榎 彰徳
(2) 住所	〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目 1-1 天満橋千代田ビル 2 号館
(3) 連絡先	電話：06—6945—0729 e-mail：info@kc-s.or.jp FAX：06—6945—0730
(4) 意見	
① 【意見の対象】	3. 二段階目の手続（個別請求権の確定訴訟）
② 【意見の内容】	「（1）開始決定」について 二段階目の手続を、一段階目を担った適格消費者団体を含む複数の適格消費者団体が担うしくみも排除すべきではありません。
③ 【理由】	「骨子」は、一段階目と二段階目を担う適格消費者団体が単一・同一の適格消費者団体であることを前提としています。しかし、単一・同一の適格消費者団体が手続を完結させなければならない必然性はありません。

## 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(1) 氏名	適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 理事長 榎 彰徳
(2) 住所	〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目 1-1 天満橋千代田ビル 2 号館
(3) 連絡先	電話：06—6945—0729 e-mail：info@kc-s.or.jp FAX：06—6945—0730
(4) 意見	
① 【意見の対象】	3. 二段階目の手続（個別請求権の確定訴訟）
② 【意見の内容】	「（2）通知・公告」について 通知に必要な文書等の提出命令の対象には事業者が名簿等の管理を委託している第三者を含めることが必要です。
③ 【理由】	通知に必要な文書等の提出命令の対象は事業者のみとされていますが、近年、顧客名簿管理を外部に委託している事業者もあります。通知・公告の実効性を確保するためには委託先に対しても名簿等を提出させることができる仕組みを設けるべきです。

## 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(1) 氏名	適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 理事長 榎 彰徳
(2) 住所	〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目 1-1 天満橋千代田ビル 2 号館
(3) 連絡先	電話：06—6945—0729 e-mail：info@kc-s.or.jp FAX：06—6945—0730
(4) 意見	
① 【意見の対象】	3. 二段階目の手続（個別請求権の確定訴訟）
② 【意見の内容】	「（2）通知・公告」について 名簿等の提出について、事業者に提出動機が働く程度の費用負担発生仕組みを設けるべきです。過料では不十分です。
③ 【理由】	事業者が通知に必要な文書等の提出命令に従わないときに「過料に処することができる」としています。しかし、「過料」で済ますことができるのであれば、事業者が名簿等の提出を拒むことも可能になります。名簿等の提出について、事業者に提出動機が働く程度の費用負担発生仕組みを設けるべきです。



## 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(1) 氏名	適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 理事長 榎 彰徳
(2) 住所	〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目 1-1 天満橋千代田ビル 2 号館
(3) 連絡先	電話：06—6945—0729 e-mail：info@kc-s.or.jp FAX：06—6945—0730
(4) 意見	
① 【意見の対象】	3. 二段階目の手続（個別請求権の確定訴訟）
② 【意見の内容】	「（2）通知・公告」について 通知・公告費用は事業者の負担とすることを原則とすべきです。
③ 【理由】	二段階目の「通知・公告」費用の負担は、適格消費者団体による本制度の実施を萎縮させます。費用は事業者の負担とすることを原則とすべきであり、また、一段階目の手続で敗訴した者の責任として合理的です。

## 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(1) 氏名	適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 理事長 榎 彰徳
(2) 住所	〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目 1-1 天満橋千代田ビル 2 号館
(3) 連絡先	電話：06—6945—0729 e-mail：info@kc-s.or.jp FAX：06—6945—0730
(4) 意見	
① 【意見の対象】	3. 二段階目の手続（個別請求権の確定訴訟）
② 【意見の内容】	「（5）その他」について 申立手数料は本制度の手続き追行主体である適格消費者団体がこの制度を継続的に活用できる程度の額とすべきです。
③ 【理由】	「骨子」では申立手数料は低・定額なものとするされていますが、適格消費者団体がこの制度を継続的に活用できる程度の額とすべきです。